

青森大学薬学教育センターの設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、薬学部薬学科に設置する薬学教育センター（以下「センター」という）についての必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、薬学部（以下「学部」という）の教育施策の企画・提言及び教育活動の改善・充実を継続的に実践し薬学部の教育の向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- ① 薬学教育の企画・提言
- ② リメディアル教育の企画・実施
- ③ 学修個別支援の企画・実施
- ④ 実務実習における事務取扱
- ⑤ 国家試験対策の企画・実施
- ⑥ 自習室の管理
- ⑦ 脳と健康科学研究センターに関する連絡調整等
- ⑧ その他教務事務全般とセンターの目的達成に必要な業務

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置き、薬学部の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長は、センターの管理運営を行う。

(教授等)

第5条 センターに教授、准教授、専任講師、助教、助手を置くことができる。

- 2 前項の助教及び助手の勤務体制については別途定める。

(センター員の構成)

第6条 センター員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 薬学部助教及び助手
- (2) 事務職員
- (3) 県内高等学校教諭

(4) その他センター長が必要と認める者

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。

第 5 条及び第 6 条のセンター勤務体制及びセンター員の構成について

曜日	助教及び助手のセンター勤務体制		事務職員のセンター勤務体制	
	午前	午後	午前	午後
月曜日	多田 智美	中北 敏賀	センター職員	
火曜日	中北 敏賀	井沼 道子	センター職員	
水曜日	水谷 征法	三輪 将也	センター職員	
木曜日	三輪 将也	多田 智美	センター職員	
金曜日	井沼 道子	水谷 征法	センター職員	

注) 助手、助教については、実習などの関係で変更する場合もある。